

〔事案 30-40〕 転換契約無効請求

・平成 31 年 1 月 17 日 和解成立

<事案の概要>

一部転換の際、転換前の既往症についても転換後契約で保障されると募集人から誤説明されたこと等を理由として、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 1 月に契約した養老保険の医療特約について、平成 29 年 6 月に医療特約に一部転換したが、募集人から、下肢静脈瘤についても転換することで給付金額が増額する等の説明を受けたものの、実際は転換前契約の保障範囲内の金額しか給付されなかったため、転換を無効とし、転換前契約に戻して欲しい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、転換前に申立人から、下肢の血管が浮き出ており気になっていること、病院には行っていないことを告げられたが、申立人がすぐに治療等を考えていて病院の受診予定が具体的になっていること等は聞いていない。
- (2)下肢静脈瘤の保障に関する申立人の質問に対し、募集人は、初診日基準で判断されるという説明はしていない。給付金については、新しい契約の内容で給付されるかもしれないと回答したが、断言はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、下肢静脈瘤の入院・手術が転換後契約の内容で保障されるものと誤信して一部転換をしたとは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、一部転換の際、申立人に対し、医療機関等で受診していないのであれば、責任開始期前発症の疾病についても給付金が支払われる場合があるという内容の説明をしている。そして、募集人の事情聴取によっても、この他に具体的な説明をしたとは認められない。
- (2)申立人が、募集人の上記説明により、医療機関で受診していないのであれば、転換後契約から給付金が支払われるとの期待を抱き、これが一部転換をする動機になったことは否定できない。